

市の職員数や給与などの状況を公表します

人事行政の運営等の状況

市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき職員数や給与などの状況についてお知らせします。

職員課 71・2405 71・5155

●職員の任免 および職員数に関する状況

- (1) 職員の採用および退職の状況
平成 27 年度退職者 36 人 平成 28 年 4 月採用者 32 人
- (2) 職員数の状況

部 門		職員数（人）		対前年 増減数
		H 27.4.1	H28.4.1	
一 般 行 政	議会	6	6	0
	総務	174	169	－ 5
	税務	55	50	－ 5
	民生	161	165	4
	衛生	62	65	3
	労働	1	1	0
	農林水産	53	53	0
	商工	20	20	0
特 別 行 政	土木	61	62	1
	小計	593	591	－ 2
	教育	72	74	2
	水道	19	19	0
公営企業等	下水道	12	12	0
	その他	37	37	0
	小計	68	68	0
合計		733	733	0

（注）地方公共団体定員管理調査の数値です。職員数は一般職に属する職員数であり、退職者などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

●職員給与の状況

- (1) 人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口 平成 28 年 3 月 31 日現在	98,255 人
歳出額（A）	41,278,739 千円
実質収支	676,390 千円
人件費（B）	5,607,197 千円
人件費率 （B／A）	13.6%

（注）人件費には特別職（市長等、審議会委員など）に支給される給料、報酬等を含みます。

- (3) ラスパイレス指数（給与水準）の状況

区 分	安曇野市	全国市平均
27 年度	96.7	98.7

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を 100 とした場合の給与水準を示す指数です。

●職員の勤務時間その他勤務条件の 状況（平成27年度）

- (1) 勤務時間の状況
原則として 1 日 7 時間 45 分（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分・休憩時間を除く）勤務です。休日は原則として土・日、祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）です。
- (2) 年次休暇の取得状況
平成 27 年中の一人当りの平均取得日数は 7.5 日でした。
- (3) 育児休業の取得状況
平成 28 年 4 月 1 日現在育児休業中の職員は 18 人でした。

●特別職の報酬等の状況 （平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		月 額	期末手当
給料	市 長	928,000 円	(平成 27 年度支給割合) 6 月期 1.50 月分 12 月期 1.65 月分 計 3.15 月分
	副市長	768,000 円	
報酬	議 長	459,000 円	
	副議長	383,000 円	
	議 員	360,000 円	

- (2) 職員給与費の状況（平成 28 年度一般会計予算）

職員数 (A)	給与費				1 人当たり 給与費 (B／A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
736人	2,667,700千円	333,987千円	1,006,527千円	4,008,214千円	5,446千円

（注）職員手当には退職手当を含みません。当初予算に計上された額です。

- (4) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（平成28年 4 月 1 日現在）

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
安曇野市	314,188円	349,362円	42歳4月	—	—	—
長野県	338,946円	400,149円	45歳3月	274,948円	295,406円	58歳2月

（注）平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

- (5) 職員の初任給の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分	安曇野市	長野県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	186,300円
			総合職 190,200円 一般職 176,700円
	高校卒	144,600円	一般職 144,600円

- (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		経 験 年 数			
		7 年以上 10 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満
一 般 行政職	大学卒 高校卒	234,979円 208,925円	311,378円 280,340円	352,761円 321,850円	374,078円 355,748円

- (7) 職員の手当の状況

○期末手当・勤勉手当（平成 27 年度）

区 分	支給割合	
	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分	0.675 月分
12 月期	1.375 月分	0.85 月分
計	2.6 月分	1.6 月分
職務の級による加算措置 有		

（注） 国、県と同じ支給割合です。

○その他の手当

手当名	内 容	手当名	内 容
扶養手当	主として職員の扶養を受けて生活している親族のある職員に支給されます。 ○配偶者 月額 13,000 円 ○配偶者以外の扶養親族 月額 6,500 円（15 歳～22 歳の子は 1 人につき 5,000 円加算）	管理職手当	職制上の段階により支給
		時間外勤務手当	時間外の勤務 1 時間につき、給料月額を基本とした時間単価の 125％～160％を支給
寒冷地手当	11 月～3 月の各月に支給 ○扶養親族のある世帯主 月額 17,800 円 ○扶養親族のない世帯主 月額 10,200 円 ○その他の職員 月額 7,360 円	特殊勤務手当	○感染症等防疫作業手当 日額 500 円 ○行旅死病人取扱手当 1 件 1,500 円～2,500 円 ○犬猫等死体処理作業手当 1 件 500 円 ○野犬等処理作業手当 1 件 500 円 ○福祉業務手当 日額 300 円または 500 円
通勤手当	○交通機関利用の場合 通勤に要する運賃相当額（月額 55,000 円限度） ○自動車等を利用の場合（片道 2Km 以上）月額 2,000 円～（片道 60Km 以上）月額 31,600 円	住居手当	借家等の場合 月額 27,000 円限度
		宿日直手当	宿日直 1 回につき 4,200 円

●職員の福祉および利益の保護の状況

- (1) 健康診断などの実施状況（平成 27 年度）

定期健康診断等受診者数 116 人 人間ドック受診者数 480 人
＊がん検診は健康診断や人間ドッグの受診時に実施しています。
＊退職者などは希望があった場合に実施しています。

- (2) 職員互助会の設置および活動状況

地方公務員法第 42 条に基づき安曇野市職員互助会を設置し、職員の健康増進、体力向上、その他福利厚生に関する事業を実施しています。

- ・互助会名称 安曇野市職員互助会・長野県市町村職員互助会（会員数 732 人）
- ・職員互助会費 給料月額 3.5/1000 ・市負担金 給料月額 3.0/1000 （市負担金総額 840 万円）
- ・平成 27 年度決算額 収入 5,228 万円 支出 3,919 万円（支出の主な内訳：県互助会掛金・負担金 1,427 万円、県互助会からの給付金 1,569 万円、職員スポーツ大会 16 万円）
- ・平成 28 年度予算額 5,310 万円（うち市負担総額 825 万円）

- (3) 公務災害の認定状況（平成 27 年度）

公務や通勤途上の災害により負傷または死亡した場合には、一定の補償が行われます。

公務災害認定・・・3 件 通勤公務災害・・・0 件

- (4) 不利益処分に関する不服申し立ての状況等（平成 27 年度）

勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

●職員の研修の状況（平成27年度）

区 分	種 類	のべ人数
集合研修	新規採用職員研修、コンプライアンス研修 等	715 人
出張研修	財務会計事務研修、係長研修 等	114 人
派遣研修	国・県等への派遣研修	5 人

○退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分	安曇野市		長野県		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
職務の級による調整額の加算措置 有						

●職員の分限および懲戒処分の状況

平成 27 年度分限処分者数および懲戒処分者数等

分限処分者					懲戒処分者					訓告等
免職	休職	降任	降格	小計	免職	停職	減給	戒告	小計	
0	11	1	0	12	0	1	0	0	1	14

- （注）1 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすることができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的とします。いわゆる「病気休職」等です。
- 2 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的とします。
- 3 訓告等とは、懲戒処分ではないが、自己の行為に対しての責任を自覚させ、将来を戒め職務遂行に対する姿勢の改善等を目的とします。

●非常勤（臨時）職員数の状況

区 分	職員数（人）		
	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
合計	689	708	733

（注）代替登録職員等の各課管理の職員は除きます。

●非常勤（臨時）職員数の状況

区 分	25 年度	26 年度	27 年度
賃金（A）	1,293,481千円	1,321,002千円	1,429,546千円
社会保険料等 事業主負担金額 (B)	183,464千円	191,330千円	204,569千円
合計（A＋B）	1,476,945千円	1,512,332千円	1,634,115千円